

健康保険法に基づく訪問看護利用料金表

1. 基本利用料

項目	内容	金額
・ 75歳以上の方 ・ 65～74歳で一定の障害の状態にあることで認定を受けた方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1～2割（＊１）
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
70～74歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の3割
6歳（就学後）～69歳の方	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2～3割（各保険により異なる）
就学前の乳幼児	健康保険法等による自己負担金	指定訪問看護に要する費用の2割

○公費負担医療制度については別途ご相談ください。（＊１）昭和19年4月1日以前の生まれの人は1割。

指定訪問看護に要する費用の種類と金額（基本的には週3日限度）

	週3回目までの訪問	週4回目以降
在宅患者訪問看護・指導料（１）	看護師 5800円	6800円
	准看護師 5300円	6300円
在宅患者訪問看護・指導料（２）	看護師 4300円	5300円
	准看護師 3800円	4800円
難病等複数回訪問加算	1日2回：4500円 1日3回以上：8000円	
緊急訪問看護加算	月14日目まで 2650円／日 月15日目まで 2000円／日 （診療所・在宅支援病院の指示による訪問）	
長時間訪問看護・指導加算	5200円（対象により週1～3回を限度）	
乳幼児加算・幼児加算	1日につき500円	
複数名訪問看護加算	看護師が同時に訪問した場合：4500円（週1回） 准看護師が同時に訪問した場合：3800円（週1回） 看護補助者が同時に訪問した場合：3000円（週3回）	
在宅患者連携指導加算	3000円（月1回）	
在宅患者緊急等カンファレンス加算	2000円（月2回）	
在宅ターミナルケア加算	在宅、特養等・看取り介護加算等算定除く：25000円 特養等・看取り介護加算等算定：10000円	
在宅移行管理加算	2500円または5000円（退院1月以内1回）	
夜間・早朝訪問加算	夜間（午後6時から午後10時）：2100円 早朝（午前6時から午前8時）：2100円	
深夜訪問看護加算	深夜（午後10時から午前6時）：4200円	
退院前訪問指導料	5800円	

* 週4回目以降の訪問看護を利用できる方＝厚生労働大臣が定める疾患等

2. その他の利用料（指定訪問看護にかかる費用に含まれない額）

種類	内容	料金
交通費	ステーションから車を使用した場合	ステーションから往復 4km未満 250円（税込） ステーションから往復 4km以上10km未満 450円（税込） ステーションから往復 10km以上 650円（税込）
	公共交通機関利用／営業車利用（要請による）の場合	実費
	死後の処置料	指定訪問看護に連続した場合 8500円（税込）